

がん検診の精度管理・事業評価について

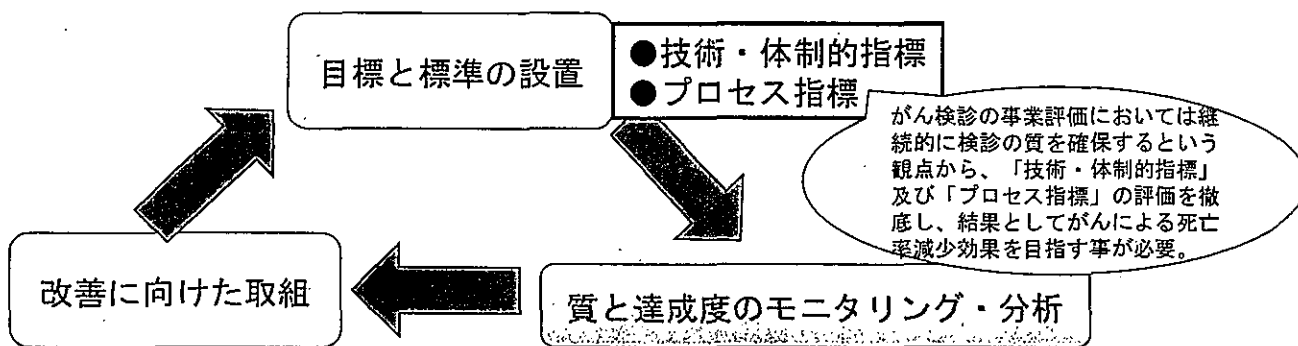
がん検診の精度管理を推進するためには、

「目標と標準の設置」

「質と達成度のモニタリング・分析」及び

「改善に向けた取組」

の3つの段階について、がん検診に関わる関係者（国、都道府県、市町村、検診実施機関等）の役割を明確にした上で、それぞれが果たすべき役割を着実に果たしていくことが求められる。



出典：平成20年3月がん検診事業の評価に関する委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

第4回がん検診のあり方に関する検討会資料

技術・体制的指標

技術・体制的指標としては、「がん検診の事業評価に関する委員会」において平成20年3月にとりまとめられた「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」がある。

- 「事業評価のためのチェックリスト」
 - ・乳がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用、市町村用、都道府県用）
 - ・子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用、市町村用、都道府県用）
 - ・大腸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用、市町村用、都道府県用）
 - ・胃がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用、市町村用、都道府県用）
 - ・肺がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用、市町村用、都道府県用）
- 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」
 - ・乳がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、肺がん検診

チェックリストの例（胃がん検診 市町村用）

胃がん検診のためのチェックリスト【市町村用】

1. 検診対象者
 - (1) 対象者の網羅的な名簿を住民台帳などに基づいて作成しているか
 - (2) 対象者に均等に受診勧奨を行っているか
2. 受診者の情報管理^{※1)}
 - (1) 対象者数(推計含む)を把握しているか
 - (2) 受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか
 - (3) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか
 - (3-a) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか^{※2)}
 - (3-b) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか

出典：平成20年3月がん検診事業の評価に関する委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

第4回がん検診のあり方に関する検討会資料

プロセス指標

- プロセス指標としては
 - ・ がん検診受診率
 - ・ 要精検率
 - ・ 精検受診率、精密検査未受診率、未把握率
 - ・ 陽性反応的中度
 - ・ がん発見率 等がある。
- 「がん検診事業の評価に関する委員会」において「各がん検診に関する事業評価指標とそれぞれの許容値及び目標値」が提示された。

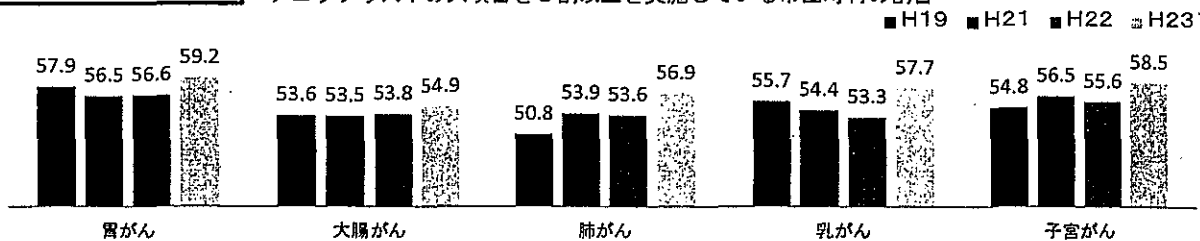
	許容値					目標値 全がん
	乳がん	子宮頸がん	大腸がん	胃がん	肺がん	
精検受診率	80%以上	70%以上				90%以上
未把握率	10%以下					5%以下
未受診率	10%以下	20%以下				5%以下
未受診率+未把握率	20%以下	30%以下				10%以下
要精検率	11.0%以下	1.4%以下	7.0%以下	11.0%以下	3.0%以下	
がん発見率	0.23%以上	0.05%以上	0.13%以上	0.11%以上	0.03%以上	
陽性反応的中度	2.4%以上	4.4%以上	1.9%以上	1.0%以上	1.3%以上	

出典：平成20年3月がん検診事業の評価に関する委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

第4回がん検診のあり方に関する検討会資料

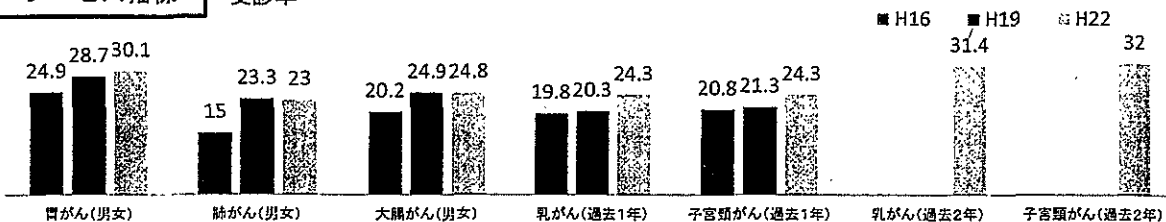
技術・体制的指標

チェックリストの大項目を8割以上を実施している市区町村の割合



プロセス指標

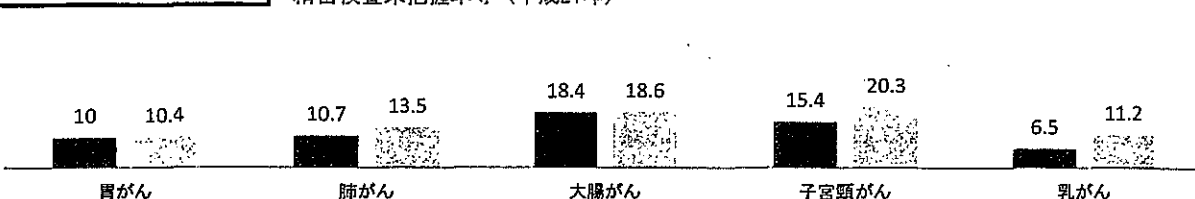
受診率



プロセス指標

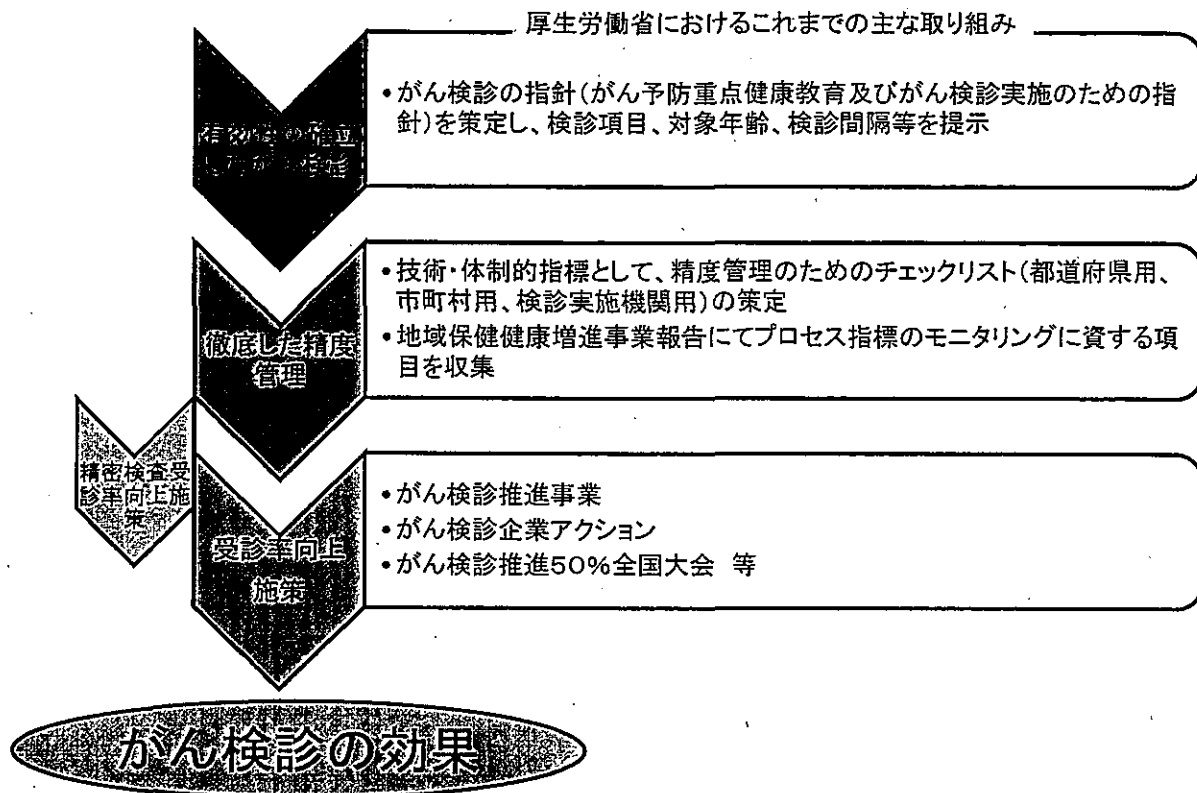
精密検査未把握率等(平成21年)

精密検査未受診率 精密検査未把握率

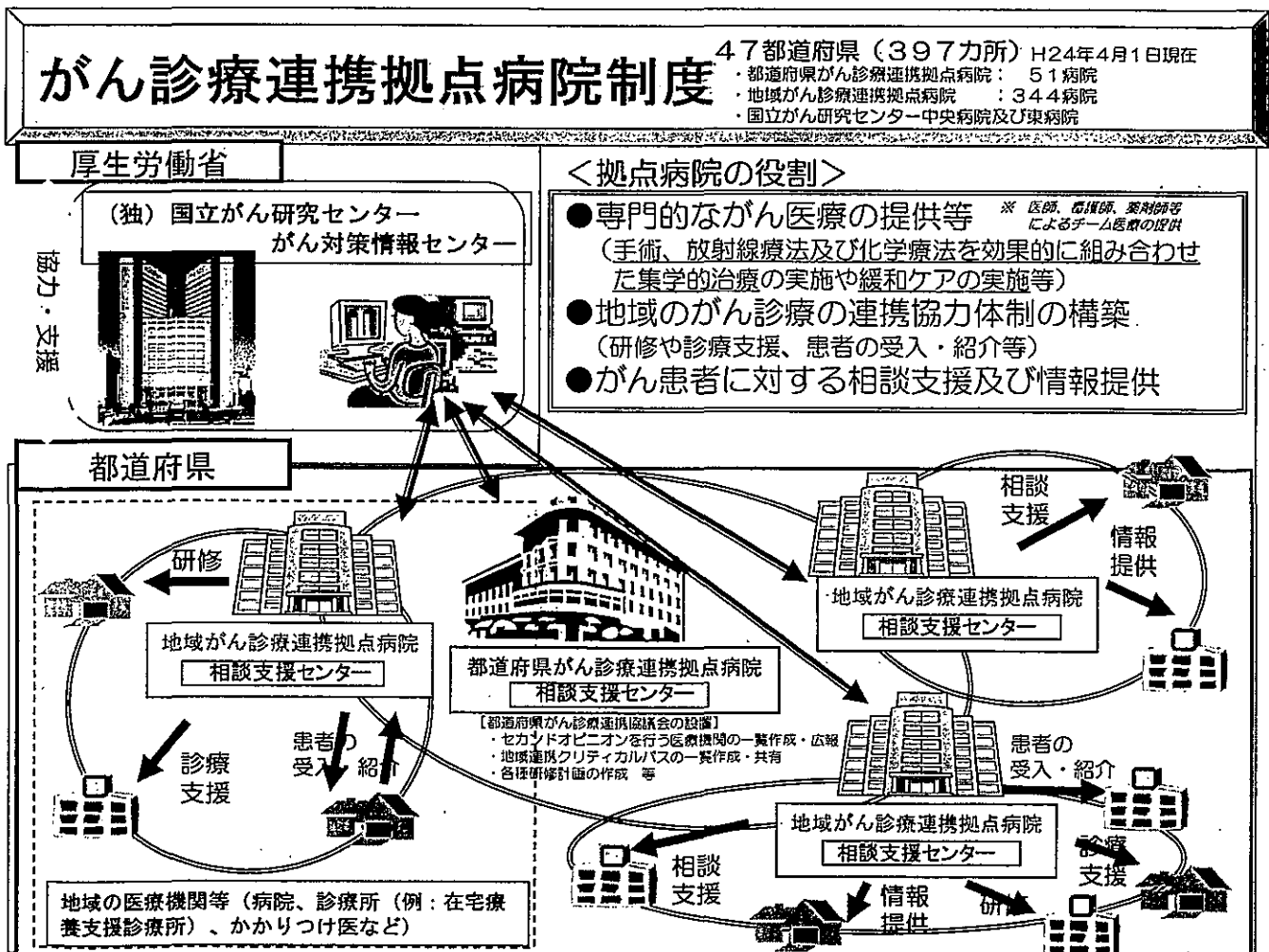


出典：標準的検診法と制度管理に係る新たなシステムなどの開発に関する研究班調べ、平成22年地域保健・健康増進事業報告、平成22年国民生活基礎調査
第4回がん検診のあり方に関する検討会資料

がん検診の効果を発揮するためには、 有効ながん検診を正しく実施する必要がある



第4回がん検診のあり方に関する検討会資料



がん診療連携拠点病院のあゆみ

- ▶平成13年8月 地域がん診療拠点病院の整備に関する指針
- ▶平成14年3月 地域がん診療拠点病院の指定開始(5施設)
- ▶平成17年4月 がん医療水準均てん化に関する検討会報告書
拠点病院指定要件をできる限り数値を含めて明確化すること、地域がん診療拠点病院を、診療・教育研修・研究・情報発信機能に応じて2段階に階層化すること、特定機能病院を指定の対象とすること等が提言された。
- ▶平成18年2月 がん診療連携拠点病院の整備について(旧指針)
- ▶平成18年6月 がん対策基本法 成立
- ▶平成19年4月 がん対策基本法施行
- ▶平成19年6月 がん対策推進基本計画の閣議決定
- ▶平成20年3月 がん診療連携拠点病院の整備について(現在の指針)
- ▶平成24年6月 (新)がん対策推進基本計画の閣議決定
- ▶平成24年12月～ がん診療提供体制のあり方に関する検討会
平成24年4月現在 397施設が指定

第1回がん診療提供体制のあり方に関する検討会資料

複数の拠点病院が 同一2次医療圏に指定されている現状

下記条件を満たす場合、同一の2次医療圏であっても複数の医療機関が拠点病院に指定されてきた。

- 当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合(指針抜粋)
- 当該病院を指定することによって、当該医療圏や都道府県のがん診療体制に期待される相乗効果が、都道府県の推薦意見書に数値目標などを用い記載されていること。
- 単に人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、拠点病院間の役割分担、隣接する医療圏との関係等について、都道府県より十分な説明があること。
- 都道府県は、拠点病院の運営が適切に行われるための体制を確保するよう努めること。

(平成24年3月9日がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会資料より抜粋)

2病院	3病院	4病院	5病院	7病院	8病院	計
48	22	8	5	3	1	87

8病院指定：札幌

7病院指定：区中央部（東京）、名古屋、乙訓（京都）

5病院指定：仙台、大阪市、広島、福岡・糸島（福岡）、熊本

20

第1回がん診療提供体制のあり方に関する検討会資料

都道府県が指定する拠点病院等の現状 (平成24年4月時点)

独自に指定を行っている都道府県数	36
都道府県が指定を行っている医療機関数	272
	上位5都府県 大阪 46 東京 25 島根 23 鹿児島 15 千葉 13
補助金の有無	20/36
国と同じ要件	9/36
国の要件と一部異なる	27/36
国の要件と異なる要件(多いもの)	放射線治療に関する要件を緩和(治療機器、医療従事者の配置、連携も可等)
	5大がんの集学的治療を緩和(がん種別指定を含む)
	入院患者数要件を緩和

出典:がん対策・健康増進課調べ

第1回がん診療提供体制のあり方に関する検討会資料



健発第0128002号

平成20年1月28日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省健康局長

「女性の健康週間」の実施について

平成19年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、「女性の健康力」が柱の一つに位置付けられ、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、「女性の健康週間」を創設し、女性の健康づくりを国民運動として展開することとされております。

これを踏まえ、毎年3月1日から3月8日までを「女性の健康週間」とし、別添「女性の健康週間実施要綱」に基づき実施するので、本週間への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、各都道府県におかれましては、管内市町村及び関係団体に対する周知についても併せてお願い申し上げます。

女性の健康週間実施要綱

1. 名 称

女性の健康週間

2. 趣 旨

平成19年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、「女性の健康力」が柱の一つに位置付けられ、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、「女性の健康週間」を創設し、女性の健康づくりを国民運動として展開することとされた。

これを踏まえ、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るため、「女性の健康週間」を創設し、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することとする。

3. 期 間

毎年3月1日から8日まで

ただし、地域の実情による期間延長等の変更は差し支えない。

4. 主 唱

厚生労働省、(社)日本産婦人科医会、(社)日本産科婦人科学会

5. 協 力

(1) 関係府省等

内閣府、地方公共団体

(2) 関係団体

(社)日本医師会、(社)日本歯科医師会、(社)日本薬剤師会、(社)日本看護協会、(社)日本栄養士会、(財)日本食生活協会、(社)全国結核予防婦人団体連絡協議会、(NPO)メノポーズを考える会、(NPO)更年期と加齢のヘルスケアのほか、上記の趣旨に賛同すると認められる報道

機関及び営利を目的としない法人とする。

関係団体については、厚生労働省のホームページにおいて公表するものとする。

6. 実施の方法

(1) 厚生労働省

ア 関係行政機関、関係団体との緊密な連携の下に、女性の健康週間の全国的な推進を図る。

イ 報道機関等の協力を得て、女性の健康週間の広報・宣伝及び女性の健康づくりのための知識の普及を図る。

(2) 関係府省等及び関係団体

女性の健康週間の実施に当たっては、次に掲げる方法を参考にして地域の実情に応じて、創意工夫を凝らした効果的な広報・宣伝及び知識の普及活動等を行う。

ア 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、インターネット、行政の広報紙、関係機関紙、懸垂幕、ポスター及びパンフレット等による広報・宣伝の実施

イ 講演会、映画会、展示会、保健学級、栄養教室、運動教室、健康相談室等の開催による女性の健康づくりに関する正しい知識の普及

ウ 管内市町村及び関連団体に対する周知

7. 実施に当たっての留意事項

(1) 他の関係団体等と相互に緊密な連携を図り、女性の健康づくりの意識向上に資する運動を展開すること。

(2) 地域の実情に応じて、重点的に実施すべき事項を明確にした上で、広報手段を積極的に活用するなど、運動の効果的な推進を図ること。

健康増進施設の厚生労働大臣認定制度の概要

根拠	健康増進施設認定規程(昭和63年厚生省告示第273号)		
認定を行う者	厚生労働大臣		
認定期間	10年間		
施設類型	運動型	温泉利用型	温泉利用プログラム型
認定要件	<p>①有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行うことのできる設備(トレーニングジム、運動フロア及びプールの全部又は一部)</p> <p>②体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備</p> <p>③健康運動指導士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者及び運動指導を行う者の配置 *同等以上の能力を有する者 健康運動指導士の養成カリキュラムと同等以上の内容の講習会を受講し資格を取得した者 *運動指導を行う者 健康運動指導士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者が望ましい。</p> <p>④医療機関と適切な連携関係を有していること</p> <p>⑤継続的利用者に対する指導を適切に行っていること</p>	<p>⑥健康増進のための温泉利用を 実践するための設備の配置(全身及び部分浴槽、圧注浴槽又は気泡浴槽、蒸気浴設備又は熱気浴設備等)</p> <p>⑦温泉利用指導者の配置</p>	<p>①体重・血圧測定、温泉利用プログラム提供、生活指導及び応急処置のための設備の配置</p> <p>②温泉利用プログラムを実践するための設備の配置</p> <p>③温泉入浴指導員の配置</p> <p>④医療機関と適切な連携関係を有していること</p>
認定施設数	353施設	19施設	37施設
医療費控除制度の概要	<p>指定運動療法施設において、健康スポーツ医等から処方箋を受け運動療法を行なった場合、施設利用料が所得税の医療費控除の対象となる。</p>	<p>温泉利用型施設において、温泉療法の知識・経験を有する医師の指示に基づく治療のための温泉療法を受けた場合、施設利用料等が所得税の医療費控除の対象となる。</p>	
指定運動療法施設認定要件	<p>①大臣認定健康増進施設(運動型又は温泉利用型)であること</p> <p>②健康運動指導士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者及び健康運動実践指導者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者が配置されていること</p> <p>③提携医療機関の担当医が健康スポーツ医(日本医師会資格)等であること</p> <p>④1回毎の施設利用料金が5千円以内に設定されていること</p> <p>⑤会員以外の者に運動療法等のための利用を認めること等</p>		
指定施設数	191施設	3施設	

※施設数はH24.12.26現在

平成24年度行政栄養士等の配置状況

1. 健康栄養関係行政栄養士数

(平成24年6月1日現在)

	都道府県 総数	保健所設置市 総数	特別区 総数	市町村 総数	合計
本庁	144 (19)	517 (161)	133 (36)	3,682 (1200)	4,476 (1,416)
保健所・ 福祉事務所 等*	658 (58)	602 (181)	141 (33)	— —	1,401 (272)
合計	802 (77)	1,119 (342)	274 (69)	3,682 (1,200)	5,877 (1,688)

* 保健所には支所、保健センターを含む

・ () は嘱託・非常勤においても常勤と同等の勤務時間(目安・週4日以上かつ1日6時間以上)で勤務している場合の再掲

2. 管理栄養士、栄養士配置数の増減状況

(平成24年6月1日現在)

	H24.6.1現在 総数	H23.6.1現在 総数	前年度からの 増減数
都道府県	802	796	6
保健所設置市	1,119	1,089 ※1	30
特別区	274	279	-5
市町村	3,682	3,445 ※2	237
合計	5,877	5,609	268

*1 平成24年度より保健所設置市になった自治体を含む

*2 平成24年度より保健所設置市になった自治体を除く

(資料：厚生労働省健康局がん対策・健康増進課)

管理栄養士国家試験実施状況

		学 科 試 験			
		出 願 者 数	受 験 者 数	合 格 者 数	合 格 率 %
第1回 (昭和62) 国家試験	計	5,967	5,760	2,338	40.6
	全 科 目 受 験	5,861	5,472	2,151	39.3
	三 科 目 免 除 受 験	106	99	43	43.4
第5回 (平成3) 国家試験	計	6,663	6,295	3,350	53.2
	全 科 目 受 験	5,402	5,068		
	六 科 目 免 除 受 験	1,261	1,227		
第10回 (平成8) 国家試験	計	13,815	13,194	5,334	40.4
	全 科 目 受 験	12,014	11,426		
	六 科 目 免 除 受 験	1,801	1,768		
第15回 (平成13) 国家試験	計	23,078	21,748	4,662	21.4
	全 科 目 受 験	21,009	19,725		
	六 科 目 免 除 受 験	2,069	2,023		
第20回 (平成18) 国家試験	計	21,896	20,570	5,504	26.8
	管理栄養士養成課程(新卒)		5,833	4,217	72.3
	管理栄養士養成課程(既卒)		513	37	7.2
	栄養士養成課程(既卒)		14,224	1,250	8.8
第21回 (平成19) 国家試験	計	22,927	21,571	7,592	35.2
	管理栄養士養成課程(新卒)		6,672	5,461	81.8
	管理栄養士養成課程(既卒)		1,145	212	18.5
	栄養士養成課程(既卒)		13,754	1,919	14.0
第22回 (平成20) 国家試験	計	23,339	22,073	6,968	31.6
	管理栄養士養成課程(新卒)		6,955	5,607	80.6
	管理栄養士養成課程(既卒)		1,362	128	9.4
	栄養士養成課程(既卒)		13,756	1,233	9.0
第23回 (平成21) 国家試験	計	25,404	23,744	6,877	29.0
	管理栄養士養成課程(新卒)		7,608	5,645	74.2
	管理栄養士養成課程(既卒)		1,769	152	8.6
	栄養士養成課程(既卒)		14,367	1,080	7.5
第24回 (平成22) 国家試験	計	26,422	25,047	8,058	32.2
	管理栄養士養成課程(新卒)		7,865	6,187	78.7
	管理栄養士養成課程(既卒)		2,465	368	14.9
	栄養士養成課程(既卒)		14,717	1,503	10.2
第25回 (平成23) 国家試験	計	21,287	19,923	8,067	40.5
	管理栄養士養成課程(新卒)		7,702	6,320	82.1
	管理栄養士養成課程(既卒)		2,145	320	14.9
	栄養士養成課程(既卒)		10,076	1,427	14.2
第25回追加 (平成23) 国家試験	計	1,860	1,562	532	34.1
	管理栄養士養成課程(新卒)		312	206	66
	管理栄養士養成課程(既卒)		187	47	25.1
	栄養士養成課程(既卒)		1,063	279	26.3
第26回 (平成24) 国家試験	計	22,384	21,268	10,480	49.3
	管理栄養士養成課程(新卒)		7,946	7,277	91.6
	管理栄養士養成課程(既卒)		2,445	712	29.1
	栄養士養成課程(既卒)		10,877	2,491	22.9

資料：厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

※第19回までは、管理栄養士養成施設の卒業者は試験科目の一部が免除。

第20回以降は、改正栄養士法に基づき六科目免除試験は廃止され、全員全科目受験である。

第25回は、東日本大震災の発生に伴い、3月実施の国家試験を受けられなかった者に対し、7月に追加試験を行った。

栄養士免許交付数の推移

	総数 (累計)	免許 交付数	免許取得資格	
			養成施設卒業	試験合格
昭和20~25年	7,070	—	—	—
30年	17,937	3,822	3,452	370
40年	94,705	10,029	9,971	58
50年	245,051	17,506	17,332	174
60年	433,378	19,259	19,246	13
平成7年	639,578	22,110	22,110	0
17年度	854,290	18,873	18,873	0
18年度	873,652	19,362	19,361	1
19年度	893,516	19,864	19,864	0
20年度	913,200	19,684	19,684	0
21年度	932,054	18,854	18,854	0
22年度	949,352	17,298	17,298	0
23年度	967,336	17,984	17,984	0

※平成22年度宮城県を除く

(平成7年までは12月末現在 資料：衛生行政報告例)

管理栄養士登録数の推移

	総数 (累計)	免許 交付数	免許取得資格		
			試験合格	附則特例	養成施設卒業
昭和40年	1,671	420	290	130	—
50年	9,878	1,566	226	155	1,185
60年	28,097	2,047	434	318	1,295
平成7年	71,733	5,250	5,225	0	25
17年	122,807	7,637	7,633	0	4
18年	128,301	5,494	5,475	0	19
19年	135,804	7,503	7,488	0	15
20年	142,698	6,894	6,884	0	10
21年	149,455	6,757	6,742	0	15
22年	157,472	8,017	8,010	0	7
23年	165,950	8,478	8,469	0	9

(各年12月末現在 資料：厚生労働省健康局がん対策・健康増進課)

栄養士養成施設設置状況

	総計 (累計)	指定 施設数	種 類 別			各 種 学 校
			大 学	短 大	うち専攻科	
昭和25年	17	17	3	7	—	7
30年	83	7	24	45	—	14
40年	150	5	34	98	—	18
50年	273	3	70	177	—	26
	(30)	(0)	(29)			(1)
60年	281	1	66	180	—	35
	(30)	(0)	(29)			(1)
平成7年	288	12	66	182	13	40
	(29)	(0)	(29)			
17年	320	14	124	156	23	40
	(102)	(10)	(97)			(5)
18年	312	8	128	145	19	39
	(108)	(6)	(103)			(5)
19年	308	6	125	143	18	40
	(111)	(3)	(105)			(6)
20年	312	7	131	142	17	39
	(118)	(7)	(112)			(6)
21年	313	9	135	138	16	40
	(125)	(7)	(118)			(7)
22年	314	7	140	134	15	40
	(130)	(5)	(123)			(7)
23年	306	—	139	127	12	40
	(130)	—	(123)			(7)
24年	303	—	140	123	12	40
	(131)	—	(124)			(7)

(各年度当初現在 資料：厚生労働省健康局がん対策・健康増進課)

注：()内は管理栄養士養成施設であり再掲である。

調理師免許交付数の推移

	総数 (累計)	免許 交付数	免許取得資格			
			養成施設 卒業	講習課程 修了	試験合格	附則講習 認定
昭和40年	557,747	39,890	1,975	167	26,642	11,106
50年	1,296,138	107,990	17,283	-	84,864	5,843
60年	2,108,260	62,804	20,039	-	42,738	27
平成 7年	2,726,183	63,352	22,751	3	40,591	7
17年度	3,335,981	50,059	20,008	2	30,049	0
20年度	3,471,467	41,958	17,386	-	24,571	1
21年度	3,513,989	42,522	16,448	-	26,060	14
22年度	3,555,679	41,690	15,546	-	26,143	1 ※平成22年度宮城県除く
23年度	3,596,046	40,367	16,613	-	23,754	0

(平成7年までは12月末現在 資料:衛生行政報告例)

調理技術技能審査実施状況

	交付数	累計	試験科目					
			日本料理	西洋料理	種 料理	すし料理	中国料理	給食用 特殊料理
平成7年度	2,405	16,612	500 (6,822)	202 (3,309)	18 (240)	30 (891)	87 (1,329)	1,568 (4,021)
17年度	1,109	28,661	258 (10,521)	178 (5,042)	13 (398)	24 (1,137)	113 (2,561)	523 (9,002)
20年度	1,109	31,897	368 (11,478)	178 (5,579)	12 (447)	23 (1,211)	127 (2,919)	401 (10,263)
21年度	1,031	32,928	321 (11,799)	191 (5,770)	25 (472)	26 (1,237)	91 (3,010)	377 (10,640)
22年度	860	33,788	287 (12,086)	155 (5,925)	- (472)	28 (1,265)	88 (3,098)	302 (10,942)
23年度	716	34,504	222 (12,308)	100 (6,025)	19 (491)	16 (1,281)	66 (3,164)	293 (11,235)

():試験科目別累計 (資料:厚生労働省健康局がん対策・健康増進課)

調理師の就業届出状況

届出数	寄宿舍	学校	病院	事業所	社会福祉 施設	介護老人 保健施設
		1,734	41,511	27,074	8,697	44,688
	矯正施設	飲食店 営業	魚介類 販売業	惣菜 製造業	その他	合計
	53	94,349	5,739	3,663	7,313	243,247

注:東日本大震災の影響により、宮城県を除いて集計した数値である。
(資料:平成22年度衛生行政報告例)

調理師養成施設設置状況

	総数 (累計)	指 定 施設数	廃 止 施設数	種 類 別				
				短大別科	高校	専修学校	短期大学	その他
昭和40年	47	9	1	-	7	40	-	-
50年	212	10	3	5	59	148	-	-
60年	243	2	3	4	78	161	-	-
平成 7年	253	0	4	3	94	156	-	-
17年	271	7	6	3	102	153	10	3
20年	271	1	2	2	102	153	12	2
21年	274	5	2	2	105	153	12	2
22年	274	4	4	2	106	151	13	2
23年	272	1	3	1	104	152	13	2
24年	274	5	3	2	106	150	14	2

(各年度当初現在 資料:厚生労働省健康局がん対策・健康増進課)

平成23年国民健康・栄養調査について

目的:健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る

調査客体:平成23年国民生活基礎調査により設定された単位区(約2,000単位区。東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除く。)から無作為抽出した300単位区内の5,549世帯のうち、転出等で対象から外れた127世帯を除く5,422世帯及び当該世帯の1歳以上の世帯員

調査項目:[身体状況調査]身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、歩数、問診(服薬状況、運動)
[栄養摂取状況調査]食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況(欠食、外食等)
[生活習慣調査]食生活、身体活動・運動、休養(睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般

調査結果の概要

〈食生活に関する状況〉

- ・生鮮食品の摂取状況について、平成13年と比べると、野菜類、果物類、魚介類の摂取量は減少し、肉類の摂取量は増加。年齢階級別では、20～40歳代の野菜類、果物類、魚介類の摂取量が少ない。
- ・ふだん生鮮食品を入手している者のうち、この1年間に生鮮食品の入手を控えたり、入手できなかった理由として、「価格が高い」と回答した者の割合が30.4%と最も高く、20～40歳代では4割以上。
- ・世帯の年間収入別食品摂取量は、世帯収入600万円以上の世帯員に比べて、200万円未満の世帯員は、野菜類の摂取量は男性のみ、果物類と肉類の摂取量は男女とも少ない。
- ・災害時に備えて非常用の食料を用意している世帯の割合は、47.4%。地域ブロック別に見ると、東海ブロックが65.9%と最も高く、九州ブロックが24.6%と最も低い。

〈たばこに関する状況〉

- ・現在習慣的に喫煙している者の割合は、20.1% (男性32.4%、女性9.7%)。
- ・平成22年10月のたばこの値上げで喫煙状況に影響を受けた者の割合は、29.2%。そのうち、たばこの値上げで受けた影響として、「吸うのをやめた」と回答した者の割合は、15.0%、「ずっと吸っているが、本数を減らした」と回答した者の割合は39.0%。

平成23年国民健康・栄養調査結果の概要については、厚生労働省のホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002q1st.html>

1. ソーシャル・キャピタルとは

第3回地域保健対策検討会
(平成23年2月3日)資料から

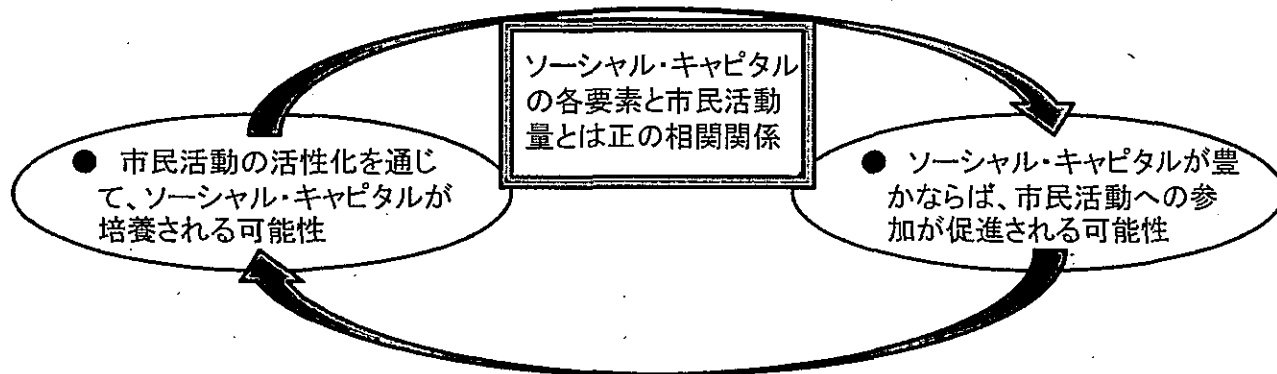
○ 人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴

○ 物的資本 (Physical Capital) や人的資本 (Human Capital) などと並ぶ新しい概念

(参考) 人的資本は、教育によってもたらされるスキル・資質・知識のストックを表す個人の属性

〈アメリカの政治学者、ロバート・パットナムの定義〉

2. ソーシャル・キャピタルと市民活動との関係



* 出典:コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書
(内閣府経済社会総合研究所編 平成17年8月)

ソーシャル・キャピタルの変容をもたらす市民活動の要素

○ 地縁組織を始めとするネットワークが独立して存在
○ ネットワークへの参加も自発性に欠けるものも存在。中には、垂直的で閉鎖的なネットワークも

○ I → II → IIIの順で進行
(II・IIIの同時進行もある。)

○ 市民活動により、水平的でオープンなネットワークが新たに誕生
○ 既存のネットワークとの連携を通じて、地域の橋渡しのソーシャル・キャピタルを培養
○ 既存のネットワークも変化し、活性化

I 先駆性あるいは課題発見力の要素

既存のNPOやボランティア団体等

地域の課題を発見あるいは他の地域にあってその地域にないものを発見

対応するための行動を起こす

新しい市民活動のきっかけ

II 人間関係づくりを行うリーダーシップあるいはコーディネーターの要素

活動テーマの設定

地域に情報の共有化を働きかけ相互理解を求める。

テーマに関する理解者や共に行動してくれる人々を得る

III コミュニケーションのための公共空間の要素

情報共有化、相互理解を深めるためのコミュニケーションの場

他の主体とつながる場に変化

橋渡し型のソーシャル・キャピタルの培養

保健所長の兼務状況（年次推移）

都道府県	20年度 ('08)	21年度 ('09)	22年度 ('10)	23年度 ('11)	24年度 ('12)
北海道	3	4	5	7	8
青森	1		1	1	1
岩手	2	2	2	3	3
宮城	1	3	2	2	2
秋田	1	2	4	3	3
山形					
福島					
茨城	3	3	3	3	3
栃木					
群馬	4	1	2		4
埼玉県				1	
東京都					
千葉県					
神奈川県	3	5	2	3	4
新潟県			1		
富山県				1	1
石川県				1	1
福井県				1	1
山梨県					
長野県	2	3	2		1
岐阜県	1	1	1	2	1
静岡県	1	1	2	2	
愛知県	2	1	1	2	2
滋賀県				1	
京都府					
大阪府	1				
兵庫県	1	1	1	1	2
和歌山県			1	1	1
鳥取県	1	1	1	1	1
島根県					
岡山県	2				
広島県	3		1	1	1
山口県				1	2
徳島県					1
香川県					
愛媛県			1		
高知県		1			
福岡県	1	1	2	1	1
佐賀県					
長門県	1	2	2	4	4
熊本県				1	2
大分県					
宮崎県	1	1	1	1	2

各年度7月1日現在

都道府県	20年度 ('08)	21年度 ('09)	22年度 ('10)	23年度 ('11)	24年度 ('12)
鹿児島	4	5	4	2	3
沖縄					
小計	39	40	42	46	53

指定都市	20年度 ('08)	21年度 ('09)	22年度 ('10)	23年度 ('11)	24年度 ('12)
札幌					
仙台					
さいたま					
千葉					
横川					
相模					
新潟					
静岡					
浜松					
名古屋					
京都					
大阪					
堺					
神戸					
岡山					
広島					
北九州					
福岡					
小計	0	1	0	0	0

中核市	20年度 ('08)	21年度 ('09)	22年度 ('10)	23年度 ('11)	24年度 ('12)
小計	0	0	0	0	0

その他政令市	20年度 ('08)	21年度 ('09)	22年度 ('10)	23年度 ('11)	24年度 ('12)
小計	0	0	0	0	0

特別区	20年度 ('08)	21年度 ('09)	22年度 ('10)	23年度 ('11)	24年度 ('12)
小計	0	0	0	0	0

	20年度 ('08)	21年度 ('09)	22年度 ('10)	23年度 ('11)	24年度 ('12)
合計	39	41	42	46	53
保健所数	517	510	494	495	495

厚生労働省における公衆衛生医師確保取組事例

公衆衛生医師募集

**あなたのその知識と経験、
活かしてみませんか**

公衆衛生業務に取り組んでみたいあなた（医師）と
あなたを必要としている地方公共団体をつなぐ事業です。



厚生労働省 公衆衛生医師確保推進室

公衆衛生医師の募集を行っている自治体

1	北海道	13	福井県	25	岡山県	37	船橋市	49	北九州市
2	青森県	14	山梨県	26	広島県	38	柏市	50	大分市
3	岩手県	15	長野県	27	山口県	39	横浜市	51	宮崎市
4	宮城県	16	岐阜県	28	香川県	40	相模原市		
5	秋田県	17	愛知県	29	愛媛県	41	岐阜市		
6	茨城県	18	三重県	30	佐賀県	42	名古屋市		
7	栃木県	19	大阪府	31	長崎県	43	大阪市		
8	群馬県	20	兵庫県	32	熊本県	44	堺市		
9	埼玉県	21	奈良県	33	宮崎県	45	神戸市		
10	千葉県	22	和歌山県	34	鹿児島県	46	倉敷市		
11	東京都	23	鳥取県	35	仙台市	47	広島市		
12	新潟県	24	島根県	36	千葉市	48	福岡市		

平成25年1月28日現在の登録自治体の状況
 詳細は各自治体のHPをご覧ください、各自治体にお問い合わせ下さい。

お問合せ先・応募連絡先
 厚生労働省 健康局 がん対策・健康増進課 公衆衛生医師確保推進室
 所在地 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
 TEL: 03-5253-1111(内線2335)
 FAX: 03-3502-3099
 E-mail: communityhealth@mhlw.go.jp
 URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/koushuu-eisei-ishi.html>

平成16年以降の主な制度改正等①

年	施策等	概要
平成16	発達障害者支援法制定 (17年施行)	発達障害者の定義、発達障害の早期発見・発達支援等の事業、発達障害者支援センターの設置、専門的な医療機関の確保等
	児童福祉法改正／児童虐待の防止等に関する法律改正	児童虐待の定義明確化、通告義務の範囲拡大、市町村における児童相談に関する体制強化等
平成17	介護保険法改正 (18年施行)	要介護度の区分変更と介護予防サービスの導入、市町村における「地域包括支援センター」の創設等
	障害者自立支援法制定 (18年施行)	障害の種別(身体、知的、精神)にかかわらず、共通の制度のもとで市町村が一元的に福祉サービス等の提供を行う仕組みを構築
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律制定 (18年施行)	高齢者虐待の定義、虐待を受けた高齢者の保護と養護者への支援、家庭や施設等の虐待通報窓口を市町村とすること等
平成18	がん対策基本法制定 (19年施行)	がん対策推進基本計画の策定、がん予防及び早期発見の推進、がん医療の均てん化の促進等
	自殺対策基本法制定	自殺対策の基本理念、自殺対策の総合的推進、自殺者の親族等に対する支援の充実等
	医療制度改革 (高齢者の医療の確保に関する法律制定) (20年施行)	医療費適正化計画の策定、医療保険者への特定健康診査・特定保健指導の義務づけ、後期高齢者医療制度の創設

平成16年以降の主な制度改正等②

年	施策等	概要
平成19	ごんにおは赤ちゃん事業開始	市町村において生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、親子の心身の状況等を把握及び助言を行い、必要なサービスにつなげる。
平成20	特定健康診査・特定保健指導開始	生活習慣病予防のため、医療保険者の義務として、40～74才の医療保険被保険者・被扶養者に対して、特定健康診査・特定保健指導を実施
平成21	肝炎対策基本法制定	肝炎対策の基本理念、肝炎対策基本指針の策定、肝炎予防及び早期発見の推進、肝炎医療の均てん化の促進等
	保健師助産師看護師法等改正 (22年施行)	新たに業務に従事する看護職員の臨床研修その他の研修の努力義務化
平成23	介護保険法改正 (24年施行)	医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの推進等
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律制定(24年施行)	障害者虐待の定義、虐待を受けた障害者の保護・自立支援と養護者への支援、家庭や施設等の虐待通報窓口を市町村とすること等
平成24	健康日本21(第2次)策定	目標に「健康格差の縮小」「重症化予防」等を追加
	地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正	地域保健をめぐる状況変化を踏まえた改正、ソーシャルキャピタルの積極的活用

【新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～】

(平成23年2月)

理念

- ① 保健師は、人間の生命、健康、生活に深く関わる職業であり、住民(労働者)の健やかな暮らしと、生活者としての価値観及び人権を尊重することを基本とし、その基本的知識・技術及び倫理観は生涯にわたって研鑽されるべきものである。新人保健師研修においては、専門職業人として成長する上で生涯にわたり自己研鑽を積む基本姿勢を育成することが重要である。
- ② 新人保健師研修は、基礎教育で学んだ知識・技術を土台に、実践活動を通して、保健師活動の基本的視点を形成するための基礎となる研修である。
- ③ 新人保健師を支えるためには、指導者のみならず全職員が新人保健師に関心を持ち、皆で育てるという組織文化の醸成が重要である。特に、保健師の活動の場が広がる中、どのような体制下においても保健師に必要な視点を十分育成できることは不可欠である。このガイドラインは新人保健師に求められる基本的能力と、その能力を育成するために必要な体制等を示すと同時に、新人保健師育成を通して周囲の職員が共に成長することを目指すものである。なお、周囲の職員とは、保健師以外の職種も含めて組織を構成する職員を指すものとする。

特徴

- 新人保健師の到達目標として、1年以内に経験し修得を目指す項目とその到達の目安を示している
- 研修体制や研修方法は、各所属機関の特性、研修に対する考え方、職員の構成等に合わせて行えるように、研修体制、研修方法、研修プログラム、技術指導の例を参考として示しているなどです。

研修における連携の例

注:人材育成の中核となる機関は、保健所、都道府県・政令指定都市本庁、大学、関係団体等と地域の状況に応じて設定する。

人材育成の中核となる保健所

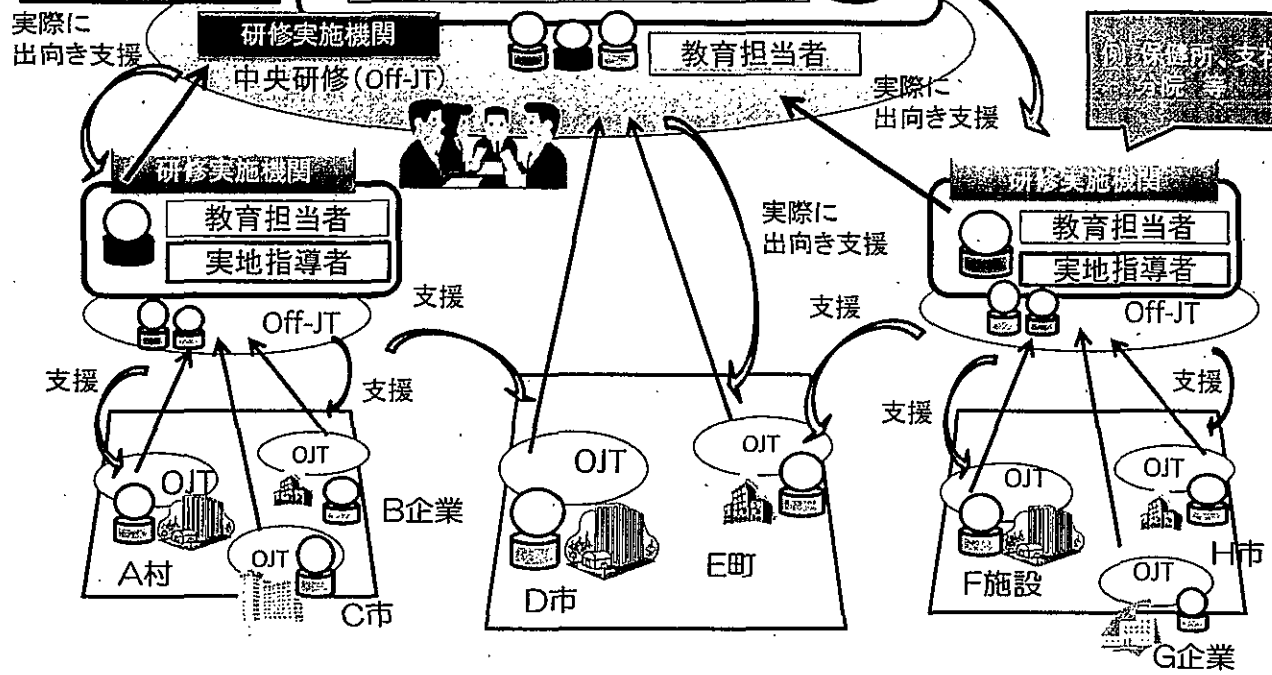
研修責任者

プログラム企画・運営組織(委員会等)

連携

大学
保健師等養成機関
関係団体

保健所、支社、病院等



※OJT(On the Job Training): 職場内教育 Off-JT(Off the Job Training): 職場外教育

○都道府県別にみた保健所保健師及び市町村保健師数

	人口(千人)			保健所数		市町村数		保健師				保健師1人当り担当人口			
	総数	政令市 特別区	政令市 以外の 市町村	都道 府県	政令市 特別区	政令市 特別区	政令市 以外の 市町村	総数	都道府県 保健所	政令市 特別区	政令市 以外の 市町村	総数	都道府県 保健所	政令市 特別区	政令市 以外の 市町村
		(A)	(B)		(C)	(D)	(E)		(F)	(G)	(A)/(D)		(C)/(E)	(B)/(F)	(C)/(G)
1 北海道	5,474	2,662	2,812	26	4	4	175	1,449	220	258	971	3,778	12,782	10,318	2,896
2 青森	1,383	301	1,082	6	1	1	39	378	58	30	290	3,659	18,655	10,033	3,731
3 岩手	1,318	293	1,025	9	1	1	33	390	40	45	305	3,379	25,625	6,511	3,361
4 宮城	2,303	1,020	1,282	7	5	1	34	573	74	126	373	4,019	17,324	8,095	3,437
5 秋田	1,086	321	765	8	1	1	24	320	59	36	225	3,394	12,966	8,917	3,400
6 山形	1,160	0	1,160	4	0	0	35	314	50	0	264	3,694	23,200	-	4,394
7 福島	1,992	663	1,328	6	2	2	57	896	84	75	737	2,223	15,810	8,840	1,802
8 茨城	2,960	0	2,960	12	0	0	44	531	77	0	454	5,574	38,442	-	6,520
9 栃木	1,989	509	1,480	5	1	1	26	394	69	64	261	5,048	21,449	7,953	5,670
10 群馬	1,991	709	1,282	10	2	2	33	449	37	123	289	4,434	34,649	5,764	4,436
11 埼玉	7,150	1,564	5,585	13	2	2	62	969	120	185	664	7,379	46,542	8,454	8,411
12 千葉	6,148	1,936	4,211	13	3	3	51	974	138	218	618	6,312	30,514	8,881	6,814
13 東京	12,699	9,566	3,133	6	25	25	37	1,528	146	1,017	365	8,311	21,459	9,406	8,584
14 神奈川	8,917	6,553	2,364	9	11	5	28	995	93	631	271	8,962	25,419	10,385	8,723
15 新潟	2,365	803	1,562	12	1	1	29	624	73	125	426	3,790	21,397	6,424	3,667
16 富山	1,088	416	671	4	1	1	14	270	49	76	145	4,030	13,694	5,474	4,628
17 石川	1,157	445	711	4	1	1	18	260	57	50	153	4,450	12,474	8,900	4,647
18 福井	803	0	803	6	0	0	17	194	48	0	146	4,139	16,729	-	5,500
19 山梨	856	0	856	4	0	0	27	309	37	0	272	2,770	23,135	-	3,147
20 長野	2,146	384	1,762	10	1	1	76	698	74	66	558	3,074	23,811	5,818	3,158
21 岐阜	2,069	410	1,659	7	1	1	41	492	57	65	370	4,205	29,105	6,308	4,484
22 静岡	3,751	1,505	2,245	7	2	2	33	729	86	229	414	5,145	26,105	6,572	5,423
23 愛知	7,263	3,325	3,938	12	19	4	50	1,091	122	367	602	6,657	32,279	9,060	6,542
24 三重	1,839	306	1,533	8	1	1	28	381	60	18	303	4,827	25,550	17,000	5,059
25 滋賀	1,394	336	1,058	6	1	1	18	395	45	55	295	3,529	23,511	6,109	3,586
26 京都	2,543	1,382	1,161	7	1	1	25	587	75	222	290	4,332	15,480	6,225	4,003
27 大阪	8,680	4,222	4,458	14	4	4	39	1,206	260	494	452	7,197	17,146	8,547	9,863
28 兵庫	5,572	2,976	2,596	13	4	4	37	835	150	308	377	6,673	17,307	9,662	6,886
29 奈良	1,401	363	1,038	5	1	1	38	308	48	50	210	4,549	21,625	7,260	4,943
30 和歌山	1,019	378	641	7	1	1	29	320	53	50	217	3,184	12,094	7,560	2,954
31 鳥取	589	0	589	4	0	0	19	169	24	0	145	3,485	24,542	-	4,062
32 島根	713	0	713	7	0	0	21	267	53	0	214	2,670	13,453	-	3,332
33 岡山	1,932	1,168	763	5	2	2	25	492	79	174	239	3,927	9,658	6,713	3,192
34 広島	2,847	1,870	976	4	3	3	20	528	54	243	231	5,392	18,074	7,695	4,225
35 山口	1,445	278	1,168	7	1	1	18	339	51	48	240	4,263	22,902	5,792	4,867
36 徳島	787	0	787	6	0	0	24	242	61	0	181	3,252	12,902	-	4,348
37 香川	1,006	424	582	4	1	1	16	225	37	61	127	4,471	15,730	6,951	4,583
38 愛媛	1,441	515	926	6	1	1	19	358	64	45	249	4,025	14,469	11,444	3,719
39 高知	760	338	422	5	1	1	33	269	60	42	167	2,825	7,033	8,048	2,527
40 福岡	5,049	2,824	2,226	9	10	4	56	799	128	323	348	6,319	17,391	8,743	6,397
41 佐賀	853	0	853	5	0	0	20	234	54	0	180	3,645	15,796	-	4,739
42 長崎	1,431	702	729	8	2	2	19	332	77	76	179	4,310	9,468	9,237	4,073
43 熊本	1,822	725	1,097	10	1	1	44	483	66	110	307	3,772	16,621	6,591	3,573
44 大分	1,197	473	724	6	1	1	17	331	72	65	194	3,616	10,056	7,277	3,732
45 宮崎	1,144	403	741	8	1	1	25	278	68	42	168	4,115	10,897	9,595	4,411
46 鹿児島	1,706	605	1,101	13	1	1	42	438	85	68	285	3,895	12,953	8,897	3,863
47 沖縄	1,423	0	1,423	6	0	0	41	341	97	0	244	4,173	14,670	-	5,832
全国	126,661	53,673	72,981	373	122	91	1,656	24,984	3,689	6,280	15,015	5,070	19,783	8,547	4,861

注) 1 人口は、平成24年3月31日現在「住民基本台帳」、ただし百単位を四捨五入)
 2 保健師数は、平成24年3月31日現在「地域保健・健康増進事業報告」
 3 保健所数は、平成23年4月1日現在「健康局総務課地域保健室調べ」
 4 「都道府県保健所」における「保健師1人あたりの担当人口」=「人口」の内「政令市以外の市町村人口」÷「都道府県保健所保健師数」
 5 保健師1人当り担当人口は、小数点第1位を四捨五入

○保健所及び市町村の地域保健従事者数

	医師	歯科 医師	獣医師	薬剤師	理学 療法士	作業 療法士	歯科 衛生士	診療放 射線技 師	診療 エックス 線技師	臨床検 査技師	衛生検 査技師	管 理 栄養士	栄養士	保健師	助産師	看護師	准看護師
1 北海道	52	15	218	106	12	10	42	28	1	87	-	206	53	1449	9	42	21
2 青 森	7	2	35	29	-	-	3	5	-	6	-	22	13	378	2	11	3
3 岩 手	14	3	23	20	1	1	13	5	-	2	-	50	27	390	2	18	8
4 宮 城	12	10	36	47	9	5	29	5	-	7	-	102	20	573	6	26	5
5 秋 田	10	1	39	19	1	-	3	7	-	3	-	30	13	320	-	10	5
6 山 形	9	1	14	40	2	1	-	3	-	17	-	34	9	314	-	31	5
7 福 島	13	1	74	86	1	5	9	3	1	5	-	53	58	896	23	266	9
8 茨 城	15	-	30	37	6	3	7	9	-	10	-	82	19	531	4	33	3
9 栃 木	6	-	37	61	3	2	1	6	1	10	-	39	3	394	3	16	2
10 群 馬	11	1	30	49	3	3	4	11	-	23	-	56	7	449	2	11	2
11 埼 玉	28	-	136	112	3	2	27	16	1	12	-	106	9	969	2	23	4
12 千 葉	27	1	101	136	10	4	77	20	1	63	7	156	27	974	5	84	9
13 東 京	144	13	37	153	14	6	123	66	13	44	52	204	48	1528	1	51	2
14 神奈川	81	19	177	192	2	5	47	36	-	47	-	86	38	995	25	28	1
15 新 潟	20	5	30	47	7	8	14	8	-	10	-	88	26	624	5	28	10
16 富 山	9	2	23	48	3	-	-	15	-	18	-	32	10	270	-	5	1
17 石 川	6	-	26	33	-	2	1	5	-	8	1	36	10	260	1	1	-
18 福 井	6	1	9	42	4	1	5	5	1	5	-	24	3	194	-	10	2
19 山 梨	8	1	10	31	2	-	1	-	-	6	-	26	12	309	1	10	3
20 長 野	18	1	56	42	6	6	14	9	-	20	1	97	23	698	2	17	4
21 岐 阜	8	1	63	56	3	-	19	11	-	18	4	58	19	492	2	10	-
22 静 岡	12	5	90	173	4	3	21	2	-	7	1	73	25	729	-	16	2
23 愛 知	48	7	157	236	1	1	63	14	1	41	3	88	12	1091	1	65	4
24 三 重	12	1	28	31	4	1	5	9	3	14	-	48	9	381	1	15	3
25 滋 賀	11	1	12	31	2	-	10	5	-	2	-	25	6	395	2	7	-
26 京 都	30	1	56	136	2	6	8	24	3	5	3	60	8	587	-	7	1
27 大 阪	100	4	173	262	19	10	21	53	1	35	-	118	5	1206	4	41	7
28 兵 庫	33	2	135	77	10	5	33	40	-	44	-	112	24	835	5	28	2
29 奈 良	14	2	15	37	2	-	9	3	-	1	-	24	10	308	1	26	6
30 和歌山	13	-	25	34	1	-	4	10	1	10	-	21	3	320	1	10	3
31 鳥 取	3	1	15	14	1	-	3	1	-	1	-	26	7	169	1	2	3
32 島 根	12	-	20	13	-	1	4	5	-	8	1	31	7	267	1	11	3
33 岡 山	14	2	43	60	2	2	7	7	1	8	-	71	15	492	3	10	1
34 広 島	21	1	51	64	2	6	8	10	2	10	3	55	9	528	-	5	-
35 山 口	9	-	33	30	2	1	3	6	-	11	3	39	3	339	2	4	2
36 徳 島	7	-	12	27	-	-	-	3	-	6	-	30	3	242	1	9	4
37 香 川	7	-	25	40	3	-	2	4	-	2	1	31	2	225	1	8	2
38 愛 媛	10	2	34	44	7	1	11	9	-	18	3	55	11	358	1	7	3
39 高 知	12	1	19	35	9	2	9	5	-	5	-	31	13	269	-	13	1
40 福 岡	52	7	122	106	8	5	3	44	-	30	-	109	28	799	38	99	5
41 佐 賀	5	1	18	15	-	-	2	4	-	4	-	31	3	234	1	9	2
42 長 崎	15	1	33	53	7	8	8	18	-	21	-	49	20	332	1	7	12
43 熊 本	18	2	48	44	1	2	8	7	-	23	-	61	17	483	3	26	7
44 大 分	11	-	33	37	-	-	-	8	2	19	-	41	12	331	1	23	1
45 宮 崎	12	1	33	38	1	-	-	2	-	5	-	45	11	278	-	7	3
46 鹿 児 島	18	1	51	24	1	-	24	10	-	19	-	56	7	438	3	39	13
47 沖 縄	15	5	12	17	1	-	6	5	2	10	-	36	11	341	-	8	-
全 国	1,018	126	2,497	3,064	182	118	711	581	35	780	83	2,933	728	24,984	167	1,233	189

※ 平成24年3月末現在(「地域保健・健康増進事業報告」より)